

Title	佐野稔著 産業合理化と労働組合：イギリス労働運動史の一断面
Sub Title	Industrial rationalization and trade unionism, by Minoru Sano
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.5 (1962. 5) ,p.514(82)- 518(86)
JaLC DOI	10.14991/001.19620501-0082
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620501-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

佐野稔著

『産業合理化と労働組合』

——イギリス労働運動史の一断面——

飯田 鼎

イギリスといえば、資本主義がもつとも順調に発展した国、社会

保障制度が非常に完備した国、個人主義が市民生活のすみずみにまで浸透した国というように、人によってさまざまにパターンを想い浮かべるであろう。そこで労働運動や社会主義運動の場合でも、何か特殊英国的なもの、他国のそれとは異なる独自のものを胸に描き、これらを強調したくなるのは人情のつねである。しかしそうした態度がひとつの幻想となり、英国にたいする崇拜が嵩じて、それが高度に発展した独占資本主義の国であることを忘れさすような甘美なムード——たとえそれが「福祉国家」という言葉で呼ばれようとも——にひたつたり、イギリスが他の資本主義国と本質的に異なったものになりつつあるのではないかなどと考える者があるとするれば、これは大いに問題とすべきであろう。

いうまでもなく、労働運動と社会主義の長い歴史と伝統とを有する英国が、労働者階級にたいする政策としての社会政策ないし労働政策において、わが国よりもはるかに進んでいることは事実であるとしても、国家独占資本主義段階におけるその社会政策が、わが国とどのような点において異なるのか、もしくは類似しているのか、そして労働者階級は、現在産業合理化を強力におしすすめようとする独占資本の圧力にたいしてどのように対処しているのか、社会政策の研究に志す者は、こうした一見われわれに関係ないかに思われる他国の問題にも当然関心をもたなければならぬ。佐野稔氏の力作「産業合理化と労働組合——イギリス労働運動史の一断面」は、このような現下のさしせまった要求に応えるために世に問われたものである。

すなわち佐野氏が、そのはしがきにおいてのべておられるように、本書は貿易自由化を目前に控えて、ようやく深刻化しつつあるわが国の経済的危機を合理化の名のもとに、労働者階級にたいする攻撃——争議権の実質的な剝奪もしくは制限、国際競争力の強化を理由とする低コスト・低賃金政策にもつともよく代表される——によってきりぬけようとする独占資本の政策を強く意識しつつまとめられたものである。そしてとくにイギリスをとりあげた理由としては、ひとつは「わが国の社会・労働政策が、ドイツの合理化過程に展開された社会・労働政策およびその理論に比して、譲歩の面においていかに欠けるものであるか、また収奪の面においていかに仮借なきものであるかという」認識に立つとき、ドイツに比較してイギリス

の合理化過程の社会政策が、従来あまり関心が向けられなかったという事実、そしてさらに、社会政策の本質究明のためには、その成立過程だけでなく、その危機的形態をあらわにする国家独占資本主義段階との関連で把握することの必要性を痛感したためであるというのである。これらの視角、とくに後者は本書の性格にかかわる重要な問題意識であるが、これについてはのちにふれるとして、ひとまず本書の内容にふれてみよう。

二

はしがき

第一篇 戦時合理化と工場委員会——ショップ・スチュアード運動とホイットレー委員会。

まえがき

第一章 労働組合と職場組織。

第二章 戦時合理化とショップ・スチュアード。

第三章 ショップ・スチュアード運動の展開。

第四章 ホイットレー委員会と職場組織。

補論 戦後ショップ・スチュアード運動の史的素描。

第二篇 産業合理化と労働組合——一九二六年のゼネストを中心として——。

第一章 英国産業合理化と労働問題。

第二章 産業合理化と「ゼネスト禁止」——一九二七年労働組合法。

第三章 産業合理化と産業平和——モンド・ターナー会議を中心として——。

むすび

目次からも明らかのように、本書は、第一次世界大戦勃発の年一九一四年から戦中・戦後を経て一九二六年のゼネスト、そしてそれにつづく「労働争議および労働組合法」の制定をへて、第二次世界大戦中の戦時労働政策までの資本主義のいわゆる全般的危機のもとにおいて、合理化をおしすすめようとする総資本の政策にたいし、労働者階級はどのような手段をもって闘ったかという問題を設定し、さらに著者は、この問題を職場組織としてのショップ・スチュアードの運動に焦点を絞って克明に追求することによって、わが国の労働組合運動がこの闘争のなから学ぶべき多くの実践上の指針と教訓とを示唆している。

労働組合運動の危機に遭遇してしばしば多くの指導者の口からはとぼしり出た言葉、それは「職場に組合を」というスローガンではなかったろうか。ふだん組合の存在を意識しない「ランク・アンド・ファイル」と呼ばれる組合員大衆——組合意識が低い！と指導者を慨嘆させる——が、職場に組合があることを信じ、信ずるばかりでなく身をもって体験する契機をつくり出すのは、組合運動が存亡の危機に瀕するとき、とくに戦争などによる労働条件の悪化、しかも産業休戦の名のもとに争議権の剝奪が強行されるときである。第一篇においては、著者はこのような職場世話としてのショップ・スチュアードの運動が、どのような歴史的必然性と経過をへ

て発展し、とくに争議権を奪われた第一次世界大戦におけるその役割について詳細に検討している。

著者によれば、ショップ・スチュアードの原始的なもしくは先駆的形態ともいべきものは、十九世紀における炭坑業および印刷業においてのみ例外的に存在し、使用者の利益を代表する権力組織の末端としての職長に対して、組合員の利益をまもり、もしくは職場における苦情や不満などをとりあげて雇主側と交渉するという世話役組織から発したものとわれ、従ってそれは使用者からはもちろん、労働組合からも職長もしくは経営者と交渉する公的な権限をあたえられていなかったといわれる(一四一―一七頁)。その後、機械産業において技術革新が進み、労働管理制度の導入にもなっており、こつてくるさまざまな職場の問題——たとえば労働時間や出来高払賃金など——をめぐって、しばしば紛争がおこり、ついに「職場における労働者にとっては、職場のいろいろな問題を本当に知っていて、直ちに自分たちを代表してくれるような人が絶対に必要となつたのである。ここにショップ・スチュアード職場世話役が成立する必然性があったのである。」(二八一―九頁)とべられているように、この制度は出来高払制の導入と密接な関係にあり、その限りにおいて造船業や金属工業においても支配的な傾向となつたが、著者によれば、ショップ・スチュアード運動成立の必然性は、何よりも資本主義の独占段階への突入にもなる資本の労働者階級への攻勢の激化、搾取の強化、すなわち大量生産方式、スピード・アップ、技術的合理化をしてこれらを労働者に強制するための労務管理政策

にたいして、生産点における労働者の権利をまもるために、当然おこらざるをえなかったとのべているのは正しい。その場合、労働者階級はこれを資本の専制支配を排除し、逆に経営参加のひとつの拠点たらしめようとし、一方資本家側は、最初は酷烈な弾圧をもって臨み、やがて黙認の段階から、後にはこれを公認することによって資本の職場支配の具たらしめようとした点の分析は、なかなか教訓的である(二〇―二二頁)。

以上のようにショップ・スチュアードの役割とその運動の歴史的必然性について論じながら、著者は、第二章および第三章において第一次世界大戦の勃発によつてもたらされたイギリス労働運動の危機的な状態、すなわち労働党のプロレタリア国際主義からの離脱として帝国主義への傾斜、その結果として政府との妥協によつてひきおこされた産業休戦宣言——ストライキ権の停止とこれに代る仲裁制度の採用、ダイリユーション、つまり政府企業および軍需産業における熟練労働者の不足に対応するために、婦人および児童労働者などの導入——にたいする重工業、軍需産業の支柱として戦争の遂行に重大な役割をになうクライド地方の機械産業労働者の闘いを、職場世話役としてのショップ・スチュアードの各職場をつなぐ職場委員会をしてさらにあらゆる職場および労働者を代表する工場委員会への組織的發展もしくは再編成のなかでひきおこされるはげしい労資の対立として描いている。

この間の事情の著者の分析は非常に興味深く、読者は、現在のわが国の臨時工・社外工の問題を想起せしめられるであろう。すなわ

ちショップ・スチュアードが直面した大きな矛盾は、ダイリユーシ

ョンを、最小限度にいとめようとする努力と同時に、婦人労働者の組織化と男女同一労働同一賃金の原則の貫徹、あるいは熟練労働者と半熟練・未熟練労働者との利害の対立などであつて、これらの問題の解決への努力は、やがて「究極において、資本家支配の産業組織の完全な変革、組織労働者による完全な経営参加をふくめた制度への変革を目的とする」(五三頁)という高度の政治的認識にまで導かざるをえなかったのである。といつても、もちろん戦時におけるダイリユーションの導入が、何らの抵抗なしに導入されたものではなく、ショップ・スチュアードを中心とする職場のはげしい反対にあいながらも、そのなかで、ダイリユーションの導入をめぐる政府とその協定に不満を示す労働組合幹部の態度、あるいはまた「戦時国土防衛法」違反を理由とするカークウッドをふくむクライド地方のショップ・スチュアード運動の指導者の逮捕というような困難な問題に直面しながら、運動はつづけられたのである。

著者は、このダイリユーションの戦時における導入を、ショップ・スチュアードの必然性の契機として把握しつつ、戦争の進展にともなつてダイリユーションの政策がもたらす変化、たとえば初期の段階での、戦時における労働力の確保・配置政策から一九一六年五月第二次徴兵令以後、その実施にともなり兵員の確保ないし補充への転換という政策の転換に注目している。(六四―六八頁)またそれと同時に、戦争遂行を円滑ならしめるという政策的意図が見られはしたけれども、ともかく職場の下からの闘争によつて、ショップ

プ・スチュアードの承認が獲ちえられたのであつたが、これはまた、ショップ・スチュアードの労働組合の統制への服従という、政府に忠誠を誓い戦争協力に励む合法的な労働組合の活動のなかに解消させられ、それがもつ非合法的・戦闘的性格を失われしめられるという危険性をもはらむものであつた。

こうした下からの自主的なショップ・スチュアード運動の発展にたいして、これを労使協調の枠のなかに閉じこめ、戦後の復興問題を審議し、労働者を経営に参加させるといふ口実のもとに、ショップ・スチュアードの勢力を吸収しようとしたのが、一九一六年に設置された内閣復興委員会のひとつの小委員会、ホイットレー委員会であつて、著者は、第四章においてその意義および役割についてくわしく検討している。ショップ・スチュアード運動は、二〇年代末期の復興過程においてその勢力を失つてゆくのであるが、三〇年代の末期、戦争の危機が濃厚になるにつれて、再び抬頭しはじめた。つぎの補論においては、第二次世界大戦中におけるショップ・スチュアード運動の性格とさらに戦後におけるその性格についてふれている。

本書の前半、第一篇の内容を検討しただけで、第二編については詳細に紹介する余裕はないが、第二篇の主題は、一九二六年の歴史的なゼネ・ストを生み出したイギリス資本主義の体制的危機のもとに、その権利を守つて闘う労働組合の姿であり、とくに来るべき一九二九年の世界大恐慌の前ぶれとしての世界的な経済的動揺と社会的不安——イギリス資本主義にとっては工業的独占の喪失、植民地

にたいする寄生的依存と民族運動の勃興、それから当然結果する技術的後進性——をのりきるべく、打出された産業合理化政策とこれに反対して闘う労働者階級の運動について追求されている。一九二六年のセネ・ストについての本格的な研究が、イギリスでさかんにおこなわれている折から、この研究は注目し値すると思ふ。

さて、読み終つて感ずることは、著者が長年の研鑽の末まとめあげられた本書は、まことにそれにふさわしい内容の充実さを示し、そしてまた堅実にして真摯な学風をしみじみと感じさせることである。ただ同じ問題にとりくむ者として、卒直に意見をのべさせていただくならば、「はしがき」でのべておられるように、もし著者が社会政策の本質究明を、その危機的形態をあらわにする国家独占資本主義段階との関連で把握することの必要性(三三頁)という認識に立っているとすれば、第一次世界大戦後のイギリス独占資本の再編成の過程と、とくにイギリス労働党との関係が、いまだ少く明に追求されるべきではなかつたらうか。なぜなら独占資本主義が国家権力との抱合妥協を完成したのは、第一次世界大戦後の危機をのりこえて装いも新たに再編成された過程ののち、ほかならぬ一九二九年—三一年の恐慌期を通じてであり、この過程とそれ以後、つまり第二次労働党内閣の成立とその崩壊そしてさらに国民内閣への推移のなかで、マクドナルド政権が独占資本の走狗として反労働者的な政策をとらなければならなかつたという「イギリス社会民主主義の悲劇の時期」こそ、労働組合運動にたいする資本の政策が、もつとも巧妙にあらわれ、著者も指摘されるように、「鞭」と「飴」、「抑圧」と

「讓歩」の二面性が、もつとも具体的に提示されたからである。本書は、実にこの一手手前までとどまっているとはいえないだらうか。総じて本書のもつ弱点は、この時期に二度までも(たとえ自由党との連立政権ではあつても)政権の座にいた労働党政権の政策的変遷についてはほとんどふれていないことである。そのために、労働党の指導者(右翼的労働組合幹部と密接につながる)のロシア革命以後における政策的転換と独占資本との関係、すなわち両者の癒着もしくは矛盾という側面からの究明もしくは分析が不十分である点が問題であると思ふ。

以上甚だ簡単な書評を試みたのであるが、学問的にかおり豊かな力作にたいし、的はずれの妄評とならなければ幸である。と同時に「はしがき」でのべられているように、著者が外国労働運動研究の場合にも、たえず日本の現実の運動における緊急な課題に触発されて論理を展開されるという社会科学に志す者にとって大切な実践的な態度を持しておられる点に敬意を表し、今後の御研鑽を期待して筆をおくものである。(法政大学出版局・三六年九月刊・A5・二五八頁・五五〇円)

—一九六二・二・九・深更—

〈追記〉本書は昨年の九月にでていたにもかかわらず、筆者の怠慢と編集上の都合のため、書評を依頼された著者の御厚情に副いえず、大変遅くなつてしまったことを申しわけなく思つております。紙上をかりてお詫び申し上げます。

S・アアロノヴィチ著

『支配階級——イギリス金融資本の研究——』

Sam Aaronovitch, The Ruling Class. A Study of British Finance Capital. London 1961. 192pp.

飯田 裕 康

以下紹介するのは、わが国においてもすでにその著「独占」によつて知られるS・アアロノヴィチの最近の著作である。副題にもみるとおり、本書はイギリス金融資本(とくに一九五〇年代)の分析に重点が置かれてはいるが、その扱う問題領域は「金融資本」そのものに止まっているわけではなく、広くそれに関連した理論問題——階級とか所有とかのいわゆる「現代資本主義」のもとでその規定がまつたこととなつたと主張される諸範疇に関する問題をも併せ解明しようとしている。本書の構成は次のごとくである。

- 序 言
- 第一章、階級・所有及び支配
- 第二章、金融資本と支配階級
- 第三章、イギリス金融資本の主要グループ
- 第四章、階級と社会移動
- 第五章、支配階級と政治権力
- 結 語

著者自身によって限定される問題は、(一)所有の支配からの分離及び社会階層移動に関する理論の検討、(二)銀行業及びそれに類する資本と産業資本との融合、(三)イギリスの主要な金融資本グループの区分、(四)金融資本による国家機構の支配、ということであり、とくに(三)に掲げられる金融資本グループの区分はイギリスにおける研究としては初めてのものであるとしており、また、著者がイギリスの現代資本主義を具体的に分析しようとして意図している点からも本書において最も重要な部分——またわれわれがかかる研究を今後のより精緻な独占資本分析のための一つの方法的視角として撰取するうえでの最も重要な部分を構成していると考えられるのである。

先ず問題にされているのは、「階級」である。ここで階級論から問題提起がなされるのは、本書を、一貫した実践的問題意識でつらぬこうとすることに関連している。すでに触れたように、「現代資本主義」にみられる表象的变化というものを本質そのものと見誤る議論への批判ということに係るからである。階級という概念、より平易には、階級という言葉によつて示されるある種のアイデア、あるいは「旧式」なものになつたとする考え方がイギリスの支配者層の間に共通し、保守党政府の政治理念となつてしまつた現実に労働者階級がいかに応えたらいかということである。アアロノヴィチはまず、マルクスの階級概念が現在において決して誤りでないことを論証する。この場合に核心となる問題は、所有と支配との分離が一般的になる——すなわち、近代株式会社成立以来一般化する